

Social Finance Framework

2025年7月

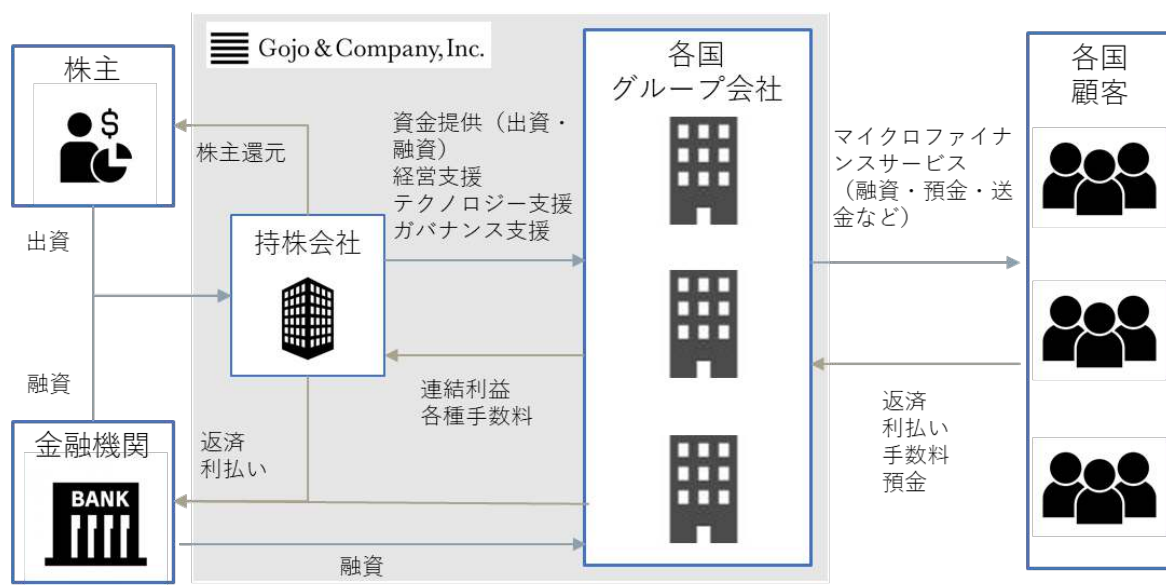
はじめに

会社概要

五常・アンド・カンパニー株式会社（以下「当社」）および当社のグループ会社（連結子会社及び持分法適用関連会社）（あわせて以下「当社グループ」）は、「誰もが自分の未来を決めることができる世界」をビジョンに掲げ、その実現の手段として、マイクロファイナンスのグローバルリーダーとして、民間版の世界銀行をつくり、世界中に金融包摂を届けることを目指しています。2014年の設立以来、グループ会社及び主な投資先を通じて、東南アジア、南アジア、中央アジアおよびコーカサス、アフリカの14カ国において、包摂的な金融サービスを提供しています。

当社は2025年3月時点で、340万人以上の顧客に対して、13,000人以上のグループ従業員を通じて金融サービスを提供しています。当社は世界各国でマイクロファイナンス機関のM&Aや設立を行っており、マイクロファイナンスの提供に特化したピュア・マイクロファイナンスプレイヤー¹です。当社の収益は、国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）のソーシャルボンド原則（Social Bond Principles: SBP）で定義される、特定の社会課題に取り組む、または社会的成果の創出を目指す「適格なソーシャルプロジェクト」から得られています。

なお、当社は2025年1月にB Corporation™認証を取得し、引き続き社会的・環境的パフォーマンスの向上に取り組んでいます。



¹ 当社およびそのグループ会社は純粋なマイクロファイナンス事業者であり、収益の少なくとも90%が「ソーシャルファイナンス・フレームワーク」の資金使途に記載された適格プロジェクトカテゴリーからのものである。

五常のビジョン、ミッション

ビジョン

誰もが自分の未来を決めることができる世界

ミッション

世界中に金融包摂を届ける

「誰もが自分の未来を決めることができる世界」をビジョンに掲げ、当社グループは「世界中に金融包摂を届ける」というミッションに取り組んでいます。

当社は、金融包摂は基本的人権の重要な構成要素であると考えていますが、現在それがすべての人に提供されているわけではありません。金融包摂は「有益かつ手頃な価格の金融サービスにアクセスできること」と定義されています。金融包摂が不十分である例として、個人のキャッシュフローに見合った手頃な融資へのアクセスがない、銀行の支店やATMが遠方にあり日常的に利用できない、最低取引金額が過剰に高い、送金手数料が高額で利用を妨げている、などが挙げられます。当社は、個人のグループ、個人の顧客、そしてMSME（micro, small and medium enterprises: 中小零細企業）に対して融資を提供することにより、世界規模での金融包摂の推進を目指しています。

当社および当社のグループ会社は、各々が異なる役割を果たしながら、社会問題の解決に寄与するプロジェクトを共同で実施しています。当社グループ各社は現地でのオペレーションを担い、当社は継続的な資本注入および資金調達支援を行っています。当社はコーポレートガバナンスの強化および高度な内部統制の整備を通じて、グループ全体の経営体制を強化しています。具体的には、取締役会の機能強化、内部監査の高度化、リスク管理の強化、法令や社内規程の遵守体制の実効性確保などが含まれます。さらに当社は、社会環境パフォーマンス管理（Social and Environmental Performance Management, SEPM）、インパクト測定・管理（Impact Measurement and Management : IMM）の導入、データやテクノロジーによるイノベーションの推進、グループ全体のベストプラクティスの共有を含む事業運営・経営支援を行っています。

当社のガバナンス体制

当社にとって、コーポレート・ガバナンスとは、Guiding Principles（行動規範）である経営理念と価値観が適切に実践されているか慎重にモニタリングしながら、ビジョン・ミッションを実現するための基盤です。当社では、創業以来、高水準のガバナンス体制の構築に取り組んでいると自負しており、これからもより高い次元のコーポレート・ガバナンス体制の構築を追求します。

当社は、当社グループ全体のガバナンス体制を強化する取り組みの一環として、2021年2月に指名委員会等設置会社に移行しました。指名委員会等設置会社は、日本の会社法に定められたコーポレートガバナンスの一類型であり、モニタリング・ボードとして透明性と監督機能を強化することを目的としています。取締役会内には、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の3つの委員会が設置され、経営執行と監督機能が明確に分離されることで、グローバルなガバナンス慣行に沿ったものとなっています。当社の取締役会は、3人の社内取締役と、関連分野の専門家からなる7人の社外・独立取締役で構成されています。また、自主的に設立したインパクト委員会において、グループ全体でのSEPMおよびIMMの実施を強化しています。

五常グループのコーポレート・ガバナンス体制



さらに、当社グループの経営戦略の一環として、当社は原則としてグループ会社の過半数株式を取得するとともに、継続的な持分比率を引き上げを目指しています。加えて、グループ会社の取締役会への取締役派遣を通じて、ガバナンスの維持と強化を図っています。当社は、定期的な経営レベルの事業レビュー会議、部門間連携、グループ内部監査、及び内部通報制度など、複数のチャネルを活用し、グループ全体のリスク情報の把握に努めています。グループ会社の管理に関する基本方針は、「Group Companies Management Policy」に定められています。

ソーシャルファイナンス・フレームワーク

当社は、今回策定したソーシャルファイナンス・フレームワークを用いて、国内外における私募・公募による債券、ローン等の負債性金融商品および株式（公募等を含む）によって、ソーシャルファイナンスに関連する資金調達を実施することが可能となります。調達された資金は、全部または一部を、ポジティブな社会的インパクトの創出を目的とする、「適格ソーシャルプロジェクト」の資金またはリファイナンスへのみ限定して使用されます。当該ソーシャルファイナンス金融商品の発行に関して、本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の定める「ソーシャルボンド原則（SBP）2023」及びLoan Market Association（LMA）、Loan Syndications Trading Association（LSTA）、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）の定める「ソーシャルローン原則（SLP）2023」における以下4要素と整合するように設計されています。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

調達資金の使途

当社グループにおいては、世界中における包摂的な金融サービスの提供が唯一の適格ソーシャルプロジェクトであり、以下の表に示されているカテゴリーおよび適格要件に基づく資金使途に該当します。本フレームワークに基づくソーシャルファイナンスにより調達された金額と同額の資金は、対象となる人々に対する包摂的な金融サービスの提供に使用され、その資金は、マイクロファイナンス事業を営む既存および新たなグループ会社・主な投資先に配分され、それらグループ会社が持続可能な包摂的な金融サービスを展開できるよう、当社は成長と安定的な財務基盤の確立を支援します。

なお、本フレームワークにおいて参照している原則は、本来、債券・ローンによる調達を目的としているとされておりますが、現状ではエクイティ性調達に対する市場標準が存在しないことに鑑み、これらの原則を適用することが、現時点で最も実用的かつ合理的な方法であるとして、エクイティ性調達に準用しています。

債券・ローンによる資金調達

ICMA SBP 事業カテゴリー	適格基準	対象とする人々
- 必要不可欠なサービスへのアクセス（融資及び金融サービス） - 社会経済的向上とエンパワーメント	- 既存および新たにM&Aするグループ会社及び主な投資先を通じて、世界中の低～中所得層の個人やマイクロ起業家、及びMSME（中小零細企業）に対し、資金管理を支援することを目的に、マイクロクレジットやマイクロセービングを含む（ただしこれらに限定されない）包摂的な金融サービスを提供すること。 - 該当するグループ会社には、銀行、マイクロファイナンス機関、低所得者向け住宅金融機関、金融包摂に関する知見を活用したソフトウェアの開発・販売を行う企業、金融包摂に関するアドバイザー・コンサルティングを提供する事業者、ならびに包摂的な金融サービス提供者に投資を行う投資ピークル等を含む。	- 銀行融資など、伝統的な銀行からの金融サービス提供を受けることができない等、金融サービスへのアクセスが限定されている人々（Underserved Individuals²） - 農村部に暮らす女性を含む社会的に弱い立場にある人々

エクイティ性調達

ICMA SBP 事業カテゴリー	適格基準	対象とする人々
- 必要不可欠なサービスへのアクセス（融資及び金融サービス） - 社会経済的向上とエンパワーメント	- 既存および新たにM&Aするグループ会社及び主な投資先を通じて、世界中の低～中所得層の個人やマイクロ起業家、及びMSME（中小零細企業）に対し、資金管理を支援することを目的に、マイクロクレジットやマイクロセービングを含む（ただしこれらに限定されない）包摂的な金融サービスを提供すること。 - 該当するグループ会社には、銀行、マイクロファイナンス機関、低所得者向け住宅金融機関、金融包摂に関する知見を活用したソフトウェアの開発・販売を行う企業、金融包摂に関するアドバイザー・コンサルティングを提供する事業者、ならびに包摂的な金融サービス提供者に投資を行う投資ピークル等を含む。	- 銀行融資など、伝統的な銀行からの金融サービス提供を受けることができない等、金融サービスへのアクセスが限定されている人々（Underserved Individuals³） - 農村部に暮らす女性を含む社会的に弱い立場にある人々

²「Underserved individuals」（十分なサービスを受けられていない人々）とは、従来型の金融サービスへのアクセスにおいて、制度的または構造的な障壁に直面している人々を指す。このような人々には、以下のようなケースが含まれるがこれに限定されない。例えば、信用履歴が不十分または存在しない人々、遠隔地や農村部に居住する人々、経済的自立や移動の自由が制限されている女性、デジタル金融サービスから排除された高齢者、費用負担や差別的な慣行のために従来の金融制度において排除されている人々など。

適格基準の一環として、当社は事業活動の各プロセスにおいて、USSEPM³（Universal Standards for Social and Environmental Performance Management）を活用しています。新たに投資を行う際には、新規投資先候補に対して、ビジネス・財務・法務等のデューデリジェンスに加えて、当社のImpactチームがCerise+SPTFにより策定された7つの側面・全68指標から構成されるALINUSというツールを用いて、ソーシャル・デューデリジェンスを実施し、顧客保護を含むSEPMの実践状況を評価しています。

投資後、グループ全体におけるSEPM戦略の策定及び実行を担う当社のImpactチームが、新たに加わったグループ会社におけるSEPM実施状況を評価し、当社の期待水準とのギャップを特定するとともに、その改善を支援します。

当社のImpactチームの活動はインパクト委員会から助言を受けています。インパクト委員会は、SEPMおよびIMM支援、フィナンシャル・ダイアリー調査等⁴を通じて、当社グループ全体として創出するポジティブな社会的インパクトの向上を促進しています。

また、当社は、グループ会社の取締役会や委員会への参加を通じてグループ会社のガバナンスに積極的に関与しています。グループ会社の業績向上や内部監査機能の強化を支援し、マイクロファイナンス事業が顧客中心の考え方に基つき適切に運営されるよう努めています。

³ USSEPM（Universal Standards for Social and Environmental Performance Management）とは責任ある金融の共通定義を確立することを目的として、非営利団体のCerise+SPTFによって策定されたベストプラクティスの枠組み。規制当局、インパクト投資家、金融サービス提供者により広く活用されている業界標準のフレームワークであり、金融機関の運営を7つの項目から評価する。

7項目：①Social Strategy、②Committed Leadership、③Client-centred Products and Services、④Client Protection、⑤Responsible Human Resource Development、⑥Responsible Growth and Returns、⑦ Environmental Performance Management

⁴ フィナンシャル・ダイアリー調査とは、低所得層の人々がどのように生活し、どのようにお金を管理しているかについての定量調査。2020年、当社は社外取締役であるStuart Rutherford氏と、彼がバングラデシュで手掛ける「Hrishpara Diaries」プロジェクトから影響を受け、自社独自のフィナンシャル・ダイアリー・プロジェクトを立ち上げ開始

除外基準

当社は、IFC（国際金融公社）の除外リストに基づき、以下の活動、製造、使用、流通、事業、または取引に関与するプロジェクトについては当社の規程に沿ったソーシャル・ファイナンスによる資金供給及びリファイナンスの対象といたしません。

1. 有害、搾取的な形態の強制労働・児童労働を伴う生産または活動
2. 受入国の法律、規制、国際条約や協定の下で違法と見なされる製品・活動の生産または取引
3. 武器、弾薬の生産または取引
4. 武器、弾薬の生産または取引酒類（ビールとワインを除く）の生産または取引³
5. タバコの生産または取引³
6. ギャンブル、カジノ、及びそれらに準ずる企業³
7. CITES（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora：絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する条約）で規制された野生動物または野生動物製品の取引
8. 放射性物質の生産または取引（ただし、医療機器、品質管理（測定）機器、IFCが放射性源は無視で
きるほど小さいと考える機器や十分に遮蔽されている機器の購入を除く）
9. 非結合アスベスト繊維の生産、取引、または使用（ただし、アスベスト含有率が20%未満の結合アス
ベストセメント板の購入および使用を除く）
10. 熱帯湿潤森林の原生林における使用を目的とした伐採機器の購入
11. 熱帯湿潤原生林での商業伐採活動
12. 管理されていない森林からの木材、その他の林産物の生産または取引
13. PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む製品の生産または取引
14. 国際的な段階的廃止または禁止の対象となる医薬品の生産または取引
15. 国際的な段階的廃止、禁止の対象となる農薬・除草剤の生産または取引
16. 国際的な段階的廃止の対象となるオゾン層破壊物質の生産または取引
17. 多量の有害化学物質の生産、取引、保管、輸送、または有害化学物質の商業規模での使用
18. 網の長さが2.5 kmを超える漂流網漁業の海洋環境における実施
19. 完全な書面同意がないまま原住民の土地に対して影響を与える生産または活動

プロジェクトの評価及び選定のプロセス

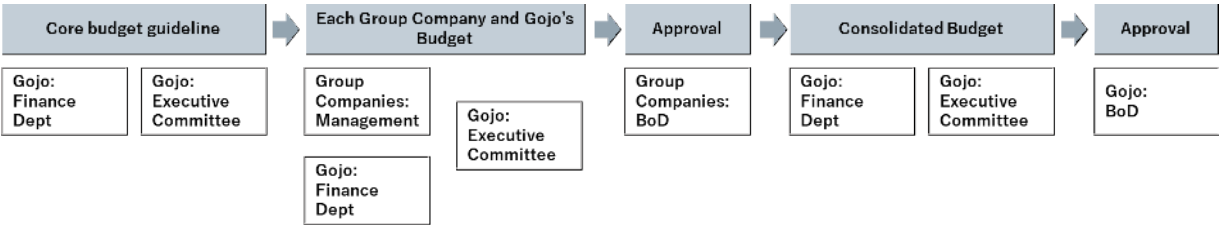
当社の適格ソーシャルプロジェクトである「包摂的な金融サービスの提供」は、当社および当社のグループ会社の連携のもとで実施されています。

調達資金の使途は、まず中期経営計画および年間事業計画の策定プロセスを通じて検討されます。計画策定に関する内容および具体的な方法は、全てのグループ会社において共通した規程と手続きに基づき実施されます。

当社は、翌会計年度の年間事業計画を当該会計年度の終了までに策定しています。財務部門は、年間事業計画の核となる予算ガイドラインを策定し、それらがExecutive Committeeにて議論されます。各グループ会社は、当社と連携のうえ、本ガイドラインに基づいて詳細な年間事業計画を策定します。各グループ会社の取締役会による承認までの数ヶ月の間、財務部門とグループ会社の経営陣は複数回の協議を重ね、最終的な事業計画は、当社の指名取締役が議決権を持つ各グループ会社の取締役会によって承認されます。承認された年間事業計画は、その後当社に提出されます。

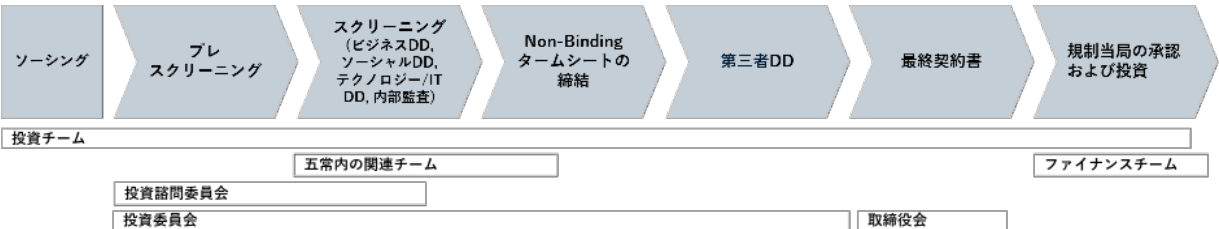
これらの個別の事業計画に基づき、財務部門はグループ全体の連結年間事業計画を策定します。連結年間事業計画は、Executive Committeeにおいて協議され、会計年度終了前に取締役会によって承認されます。

当社の経営陣およびグループ会社の取締役会の指名取締役は、財務部門が共有する月次報告に基づいて、年間事業計画の実行状況を継続的にモニタリングしています。



調達された資金の実際の支出は、「職務権限表（Table of Authorities）」に基づき承認されます。

本ソーシャルファイナンスにより調達した資金が、当社のグローバル展開を拡大するため、金融サービスを提供するマイクロファイナンス機関の買収に充てられる場合、当社の投資部門は、以下に示す投資プロセスに従い、「調達資金の使途」で定める適格基準に基づいて投資候補先を特定し、評価します。社会及びその他のデューデリジェンスの結果、ならびに当社のビジョンとミッションとの整合性に基づいて、調達資金の充当に関する最終的な承認は当社の取締役会によって行われます。



調達資金の管理

ソーシャルファイナンスの調達資金は、当社のポートフォリオ・アプローチを用いて管理されます。財務部門は、これらの資金を一般勘定で保管・管理し、社内会計システムを用いて四半期ごとに配分状況を追跡・管理します。これにより、ポートフォリオにおける配分額が、ソーシャル・ファイナンスによる純資金の残高と等しいか、またはそれを上回るよう確保されます。

当社は、未充当の資金を現金、現金同等物、その他の流動性の高い金融商品で管理します。当社はマイクロファイナンスサービスの提供に特化した純粋なマイクロファイナンスプレイヤーであり、収益を「適格ソーシャルプロジェクト」から得ているため、既存のグループ会社への資金配分や、適格プロジェクト・ポートフォリオ内における新規企業の取得が一時停止・延期、または適格性を満たさなくなった場合には、本フレームワークに基づき、他の適格な既存または新規のグループ会社へ資金を再配分する方針です。

当社は、ソーシャル・ファイナンスの発行日から【36か月】以内に全額の配分を完了することを目指します。

レポーティング

当社は、資金配分状況および関連する社会的インパクトについて、以下のとおり年次で報告し、当社ウェブサイト上で公表します。ソーシャルローンや私募の場合には、該当する貸し手にのみ以下の開示項目を報告します。

さらに、ソーシャルファイナンスに関連する金融商品を発行する際にはプレスリリースを当社のウェブサイトに掲載し、毎年、当社の社会的インパクトを示すインパクトレポートを発行します。このレポートは、当社のウェブサイトを通じて貸し手や投資家と共有されます。

資金配分に関する報告

ソーシャルファイナンスによる調達資金が全額充当されるまで、当社は以下の指標を年次で開示します。

- 充当額および未充当額
- 未充当額がある場合は、充当予定時期

調達資金の金額が充当された後に大きな変化が生じた場合は、適時報告を行います。

社会的インパクトに関する報告

ソーシャルファイナンスの残高がある限り、適格ソーシャルプロジェクトによる社会的インパクトに関して、以下の項目について、実務上可能な範囲で年次報告する予定です。また、重大な変更が発生した場合は、適時に追加的な開示を行います。

ICMA SBP 事業カテゴリー	インパクト指標
- 必要不可欠なサービスへのアクセス (融資及び金融サービス) - 社会経済的向上とエンパワーメント	- 顧客数 - 顧客の女性割合 - 顧客の農村部の割合

その他開示資料

以下の文書は、当社のウェブサイトで投資家に公開される予定です：

- ソーシャルファイナンス・フレームワーク（随時更新予定）
- 独立した第三者評価機関によるソーシャルファイナンス・フレームワークに関する外部レビュー